

資料 1

令和 8 年度県政 SNS 動画広報（企画番組）委託業務 仕様書

- 1 業務名 令和 8 年度県政 SNS 動画広報（企画番組）委託業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 納入場所 香川県知事公室広聴広報課（広報グループ）
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号（県庁本館 9 階）
電話：087-832-3023（直通） FAX：087-862-4514
E-mail：kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 業務概要

本県の有する魅力を県内外に発信するため、県が提示するテーマに基づき、動画番組（映像コンテンツ）を制作し、SNSにて広告・配信を実施する。

5 規格等

項目	内容
テーマ	年間で 4 つのテーマ
制作本数	それぞれのテーマにつき、各本編 1 本、短編 2 本以上
番組の時間	本編 15 分程度（オープニング及びエンディングを含む。） 短編（CM・ショート動画配信）1 分未満
出演者	番組制作にあたってはタレントを起用すること
配信方法	県保有 YouTube アカウント「PrefKagawa 香川県インターネット放送局『ちょっとみてみまい』」等を利用する
広告	SNS 広告を利用し、テーマに合わせたターゲット層に確実に行き届くよう効果的な宣伝広告を提案し県と協議の上、実施すること。
再生回数	SNS 広告を用いて各短編動画の再生回数を 40,000 回以上とする。 本編動画については、視聴（再生）回数の目標値を提示し、広告だけでなく様々な手法を用いて、視聴（再生）回数が目標値を上回るよう努めること
画質等	フルハイビジョン（画角 16：9）
利用形態	① 県ホームページ（YouTube 利用）での動画配信 ② 県関係施設及び県主催イベント会場等での放映 ③ 県が行う番組広報での静止画データの公開
その他	広告に頼らずとも視聴（再生）回数が伸びるような質の高い動画を制作すること。 障害者差別解消法に定める合理的配慮について、十分考慮し映像または音声だけでも番組内容が分かるようにすること。 その他、ユニバーサルデザインに配慮すること。

その他	番組を周知し、より多く視聴していただけるようにするための広報活動も行うこと。 県が楽曲等を制作・提供をする場合があり、県からの依頼に応じて協議及び動画内へ挿入をすること。
-----	--

6 納入物品

(1) 納期

具体的な成果物等の納期については、別途協議し、定めるものとする。

(2) 納品方法

制作した番組1本につき、それぞれ次のとおり納品すること。

①YouTube および県ホームページでの動画配信用データ

DVD 1部

(WMV形式またはmp4形式、県が指定する大容量ファイル転送システムからの送付でも可)

②県関係施設等放映用データ

DVD 3部 (WMV形式またはmp4形式)

③県が行う番組広報用の静止画データ

番組広報に支障がないよう必要に応じてCDまたはDVD (JPEG形式) で1部
(電子メール又は県が指定する大容量ファイル転送システムからの送付でも可)

7 業務の詳細

(1) テーマに基づく番組のシナリオ作成、取材、収録及び編集

(2) 県との各テーマ3回以上の打ち合わせ (完成前試写会も含む)

(3) 県による映像コンテンツ内容確認の調整作業

(4) SNS広告を用いる際の広報効果を高めるための提案及び実施 (SNS広告のターゲット層や広告の打ち出し方等)

(5) SNS広告に要する事務手続き及び今後の広報戦略に必要な広告実施結果の提出

(6) 上記5利用形態①で放送するために必要なデータを県へ納品

(7) 上記5利用形態②で使用するために番組を収録したDVDを作成し、県へ納品

(8) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理

8 留意事項

(1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。

(2) テーマ及び制作に関する細部については、必要に応じて県との打ち合わせを経て決定する

(3) 制作に当たっては、県及び取材先等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うこと。

(4) 業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

(5) 業務の終了時まで他に事業者へ業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に業務の引継ぎを行うこと。

9 成果物に係る著作権の取扱い

(1) 著作権の所有について

成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、香川県が所有する。

(2) 第三者への使用許諾について

成果物の第三者への使用許諾は、幅広く利用することを前提とし、受託者と協議し県が一括して行う。

(3) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。

(4) 権利関係の処理等について

第三者との間に生じた紛争の処理については、県からの求めに応じ、誠実に対応するものとする。

(5) 著作権表示について

成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作（受託者）」「制作著作 香川県」と表記するものとする。

(6) その他の事項

著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のないその他の事項については、県と受託者が協議の上処理する。